七　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

四五	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

五四	削除

八　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

五一	削除

第一項の表九四の項を次のように改める。

九四	削除

第一項の表一四三の項を次のように改める。

一四三	削除

九　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七七の項を次のように改める。

七七	削除

第一項の表一〇九の項を次のように改める。

一〇九	削除

第一項の表一一一の項を次のように改める。

一一一	削除

第一項の表一四八の項を次のように改める。

一四八	削除

第一項の表一七五の項を次のように改める。

一七五	削除

第一項の表二〇一の項を次のように改める。

二〇一	削除

第一項の表二〇七の項を次のように改める。

二〇七	削除

第一項の表二一七の項を次のように改める。

二一七	削除

第一項の表二六〇の項を次のように改める。

二六〇	削除

第四項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

十　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

第一項の表一八の項及び一九の項を次のように改める。

18	削除
19	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

51	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

第一項の表一三三の項を次のように改める。

133	削除

第一項の表一四二の項を次のように改める。

142	削除

第一項の表二五六の項及び二五七の項を次のように改める。

256	削除
257	削除